

福島町議会議会広報広聴要綱

(目的)

第1条 福島町議会基本条例に基づき、町民と議会・議員の情報共有による協働のまちづくりを目指し、「議会だより」「議会ホームページ」「町民と議員との懇談会」「議会白書」等の広報広聴活動の充実を図ることを趣旨とし、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報広聴活動基本方針)

第2条 広報広聴活動として、町民の意見・情報を集約し、個人情報を除く、全ての議会活動情報を町民に周知することを基本方針とする。

(議会だより編集方針)

第3条 議会だよりの編集方針は、次のとおりとする。

- (1) 町民が読むことを念頭に、議会活動を住民目線で分かりやすく整理・選択して発信する。
- (2) 議事については、議決に至る経過を示し、課題・施策、多様な意見・論点を整理編集する。
- (3) 町民の関心に応える紙面づくりに努め、構成、タイトル、写真・図表等を活用し、読みやすいレイアウトの工夫をする。

(議会だより掲載事項)

第4条 議会だよりの基本的掲載事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例会：議案審議、一般質問、審議結果(議員賛否)
- (2) 常任委員会等：所管調査レポート、特別委員会
- (3) 会議等出席状況、議会の主な会議予定
- (4) 文書質問
- (5) 町民の声、議員の雑感、編集後記
- (6) 6月発行号掲載事項：新年度予算審査特別委員会、議会費の使い方、議会評価、議員評価・活動目標
- (7) 12月発行号掲載事項：決算審査特別委員会、行政事務事業評価、議会費(議長交際費)の使われ方、議会諮問会議答申、議会構成紹介・正副議長就任挨拶(改選後)
- (8) 開催に応じて掲載する事項：行政視察報告書、町民と議員の懇談会
- (9) その他、必要と認めた事項
- (10) 特に必要な事項については、速報版を発行する。

(議会だより発行・配付)

第5条 議会だよりの発行は、一定期間で再開する本会議の都度発行するものとする。

- 2 基本的な発行日は、6月1日、9月1日、12月1日、2月1日とする。
- 3 会議等の開催状況に応じて、発行期日の変更は可能とする。
- 4 速報版については、議会の承認を得た後、速やかに発行する。

(議会ホームページ編集方針)

第6条 議会ホームページの編集方針は、次のとおりとする。

- (1) 町民に周知すべき、議会活動の基本的な資料・情報を全て発信する。
- (2) 新たな情報は、迅速に更新する。

(議会ホームページ掲載事項)

第7条 議会ホームページの掲載事項の構成は、次のとおりとする。

(1) 議会の構成

- ①議長の挨拶
- ②議会構成
- ③歴代議員等

(2) 議会改革の取組

- ①開かれた議会づくりの足どり(平成11～21年度)
- ②開かれた議会づくりの足どり(平成22年度～)
- ③議会白書(平成22年度版～)
- ④議会の評価：導入背景(平成22年度版～)
- ⑤議員の自己評価：導入目的(平成22年度～)
- ⑥政務活動費の活用状況
- ⑦選挙公報(平成15年8月発行～)
- ⑧議員研修会・勉強会開催状況

(3) 会議資料・映像

①通年議会

- ・日程、議案、採決結果、動画(映像配信)
- ・会議録
- ・添付資料：議事日程、議案、諸般の報告、行政報告、一般質問通告書、一般質問等答弁事項進捗状況調査報告書

②全員協議会

③常任委員会：総務教育、経済福祉、広報・広聴

④議会運営委員会

⑤特別委員会：予算・決算審査等

⑥基本条例諮問会議

⑦講演録

(4) 一般質問等答弁事項進捗状況調査

①追跡調査事項(平成26年度～)

(5) 会議・行事予定

(6) 議会だより(平成21年度No.84号～)

(7) 議会用語集

(8) 関係例規集：基本条例・会議条例・運営基準等

(9) 行政視察の受入れ

(10) 監査委員例月出納検査報告書

①一般会計・特別会計、水道事業会計例月出納検査報告書

②定例監査結果報告書

(11) 議長交際費公表(翌月末日までに掲載)

(町民と議員との懇談会(議会報告会)開催方針)

第8条 町民と議員の懇談会(議会報告会)の開催方針は、次のとおりとする。

(1) 議会側の説明は、直近「議会だより」を中心に簡略にし、参加者から話を聞くことを重点とする。

(2) 懇談・意見交換の内容を整理し、議会だより・HP等に掲載、必要に依

じ、町部局へ手交し、対応を町内会に報告する。

(町民と議員との懇談会(議会報告会)開催会場等)

第9条 町民と議員の懇談会(議会報告会)の開催会場は別表を基本とし、議員事務局の具体的な編成については都度調整する。

2 各会場での懇談会の運営については、三委員長(総務教育・経済福祉・議会運営)が進行する。

(議会白書編集方針)

第10条 議会白書の編集方針は、次のとおりとする。

(1) 町民に周知すべき、議会活動の基本的な資料・情報を全て発信する。

(2) 1年ごとに調整し、公表する。

(議会白書掲載事項)

第11条 議会白書の掲載事項の構成は、次のとおりとする。

◆ 目次

I. 議会議員名簿(平成〇〇年4月1日現在)

II. 開かれた議会づくりの足どり(平成11年度～平成21年度)

III. 開かれた議会づくりの実践(平成22年度～平成〇〇年度)

1. 取り組み内容

2. 議会基本条例見直し検討による行動計画の実施状況

IV. 平成〇〇年度分「議会・議員評価」の基礎資料

1. 本会議の審議

(1) 定例に再開する会議 (2) 定例に再開する以外の会議

2. 常任委員会等の活動

(1) 総務教育常任委員会 (2) 経済福祉常任委員会 (3) 特別委員会

(4) 広報・広聴常任委員会 (5) 議会運営委員会

3. 議会の活性化

(1) 一般質問者数 (2) 質疑者数 (3) 討議者数 (4) 討論者数 (5) 議会提案件数 (6) 審査付託の件数 (7) 会議開催日数・時間

4. 議会の公開度

(1) 委員会の公開 (2) 審議記録の公開 (3) 審議前の会議資料の公開

(4) 議会経費の公開 (5) 視察報告の公開 (6) 全員協議会の公開

(7) 会議公開の充実

5. 議会の報告度

(1) 議会だよりの発行 (2) 議会ホームページの運用 (3) 議会への各種報告

6. 住民参加度

(1) 議会報告会の開催 (2) 参画者への対応と参加度 (3) 休日・夜間議会の開催等

7. 議会の民主度

(1) 一般質問の一問一答方式 (2) 対面方式 (3) 一般質問の答弁書配付

(4) 一般質問の回数・時間制限の廃止 (5) 議会における選挙会の適切な運用 (6) 議会権能(けん制・批判・監視等)の適切な遂行 (7) 一般質問等答弁事項の追跡調査

8. 議会の監視度

(1) 長との適正な関係の維持 (2) 全員協議

9. 議会の専門度

(1) 政策立案・審議能力の向上強化 (2) 議決権範囲の拡大 (3) 所管事務調査の充実強化

10. 事務局の充実度

(1) 議場の整備充実 (2) 事務局の充実強化

11. 適正な議会機能

(1) 法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止 (2) 適正な議会経費
(3) 系統議長会の体制整備 (4) 議会の自主性強化 (5) 公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議

(6) 条例の制定及び一部改正

12. 研修活動の充実強化

(1) 研修の効率的な取り組み (2) 視察を受入れした市町村等

資料1 議会による行政評価

(1) 議会による行政評価 (事務事業評価)

資料2 議会報告会

(1) 開催要領 (平成23年9月21日決定) (2) 懇談会結果

資料3 議会基本条例諮問会議の答申

資料4 政務活動費の活用状況

(1) 政務活動費の使途基準 (2) 政務活動費の収支状況 (平成〇〇年度分)
(3) 政務活動の概要 (議員別)

資料5 視察を受入れした市町村等の状況

(1) 年度別視察受入れ等の状況

資料6 会議・行事等の出席状況

(1) 本会議 (2) 特別委員会 (3) 議会運営委員会 (4) 総務教育常任委員会 (5) 経済福祉常任委員会 (6) 広報・広聴常任委員会 (7) 全員協議会
(8) 正副議長・正副委員長会議 (9) 渡島管内議会議員研修会 (10) 渡島西部広域事務組合議会 (11) 渡島廃棄物処理広域連合議会 (12) 渡島西部四町議会議員連絡協議会 (13) 各種行事 ①学校関係 ②議員会・林活関係 ③消防・自衛隊関係 ④町主催行事 ⑤その他団体関係 ⑥行政視察等受入れ関係

資料7 議長・副議長の出張等

資料8 議会の評価・議員の自己評価の結果

(1) 平成〇〇年度分の「議会評価」結果
(2) 平成〇〇年度分の「議員の自己評価」結果
(3) 平成〇〇年度の「議員活動の目標」(公約)

附 則(平成31年3月19日議会要綱第7号)

平成31年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

	班	町内会	会場	議員事務局・事務局
①	A	松浦・吉野	松浦・吉野町内会館	議員3・事務局2
	B	館崎1・2・3	吉岡総合センター	議員3・事務局1
	C	豊浜・宮歌	宮歌・豊浜町内会館	議員4・事務局1
②	A	吉岡1・2・3	吉岡総合センター	議員3・事務局2
	B	白符	白符ふれあいセンター	議員3・事務局1
	C	上町・本町・川原町	役場（機能回復室）	議員4・事務局1
③	A	日向1・2・3	日向生活館	議員3・事務局2
	B	吉田町・館古	役場（機能回復室）	議員3・事務局1
	C	月崎1	浜中母と子の家	議員4・事務局1
④	A	月崎2	月崎母と子の家	議員3・事務局2
	B	丸山団地	丸山地区会館	議員3・事務局1
	C	塩釜	塩釜生活館	議員4・事務局1
⑤	A	浦和・岩部	浦和生活館	議員3・事務局2
	B	緑町	緑町母と子の家	議員3・事務局1
	C	新栄町	新栄町集会所	議員4・事務局1
⑥	A	三岳1	三岳母と子の家	議員3・事務局2
	B	三岳2	三岳寿の家	議員3・事務局1
	C	千軒	千軒活性化センター	議員4・事務局1